

9. その他の公共施設のまちづくり方針

(1) 生活排水処理施設

生活排水処理施設は、し尿、浄化槽汚泥を適正に処理することを目的として、本市の他、全6市町村により、十和田地区環境整備事務組合が組織されており、六戸衛生センターと三沢地区衛生センターの2施設で管理運営を行っています。このうち本市は六戸衛生センター処理区域に属しています。

下水道の普及により、生活排水処理量は減少傾向にありますが、し尿収集量は減少しているものの、浄化槽汚泥混入率が増加しています^(※1)。

現在、し尿処理後に発生する汚泥は焼却処理していますが、将来的には再資源化による有効利用が望まれます。

処理施設の計画的な維持管理を行いながら、施設の延命化を図り、また、構成市町村における総合計画、生活排水処理計画、下水道計画等、関連計画と整合を図り、組合及び構成市町村が一体となって生活排水処理の適正化により、水質汚濁の防止並びに水環境の保全を推進します。

(2) 清掃（ごみ処理）施設

清掃（ごみ処理）施設は、本市の他、全5市町村により、十和田地域広域事務組合が組織されており、本市には、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場が設置されています。

ごみ処理量や、1人1日当りのごみ排出量は、平成18年度以降減少傾向にありますが、同時にリサイクル率も平成17年度以降減少傾向が続いています^(※1)。

今後、循環型社会の構築をめざすため、「ごみの発生抑制と減量化の推進」「リサイクルの推進」「適正処理の推進」の3つの基本方針を定め、住民、事業者、構成市町村、組合がそれぞれ役割分担と責務のもと、協働による取組を推進します。

また、分別排出の徹底によるリサイクル率の向上をめざし、最終処分される焼却灰の減量による最終処分場の延命化や、リサイクル費用の削減を図ります。

(※1) 参考資料編 P-9 資料-1 (3) ④参照

(3) 斎場・墓園

火葬場施設は、清掃（ごみ処理）施設と同様に、十和田地域広域事務組合の組織のもと、十和田地域広域斎苑が設置されており、今後とも適切な維持管理を図ります。

三本木霊園は、墓地公園として、良好な緑地や都市空間となるよう保全に努めます。